

▽発信元・お問い合わせ先はこちら
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を迫する」
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング
TEL : 03-6909-8644/0120-973-644
E mail:info@hb-consulting.jp

期間超え派遣 2社改善命令 東京労働局

労働者派遣法で定められた期間を超えて労働者を派遣し、是正指導にも従わなかったとして、東京労働局は1日、人材派遣最大手「スタッフサービス」(東京・千代田)と「ヒューマンリソシア」(東京・新宿)に対し、同法に基づく事業改善命令を出した。

同労働局によると、都内と佐賀県内にあるスタッフ社の事業所は、来客の受付や案内、郵便物の配布などの業務の派遣の制限期間が1年間にもかかわらず、2005年2月以降、期間に制限のない専門的業務(事務用機器操作など)として労働者6人を派遣していた。

スタッフ社は「以前に指摘された件は是正したが、雇用管理がなお不十分だった」と説明。ヒューマン社は「命令を真摯(しんし)に受け止め、改善に努める」としている。

(2010年3月1日 日経産業新聞)